



市章

# 大和高田市公報



市の木：さざんか

## 目次

### 規則

- 職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則……………(人事課) …… 4
- 大和高田市会計規則の一部を改正する規則……………(会計課) …… 4

### 訓令

- 大和高田市住民情報システム等再構築推進委員会設置要綱の一部を改正する訓令……………(広報情報課) …… 6

### 告示

- 大和高田市障害者職場実習実施要綱……………(社会福祉課) …… 6
- 平成22年度大和高田市一般会計補正予算(第7号)等の要領の公表…(財政課) …… 8
- 職権による消除……………(市民課) ……15
- 都市計画事業の事業計画の変更図書の縦覧……………(下水道課) ……15
- 引取りのない放置自転車等の処分……………(生活安全課) ……16
- 大和高田市法令遵守推進条例(仮称)策定市民会議設置要綱……………(企画法制課) ……16

### 公告

- 自動車臨時運行許可番号標の無効……………(市民課) ……18
- 大和高田市立学校外国人指導助手派遣業務に関する条件付き一般競争入札公告……………(契約監理室) ……18
- 大和都市計画高度地区の変更に係る案の縦覧……………(都市計画課) ……20
- 大和都市計画準防火地域の変更に係る案の縦覧……………( ) ……21
- 大和都市計画地区計画(神楽・池尻地区)の決定に係る案の縦覧……………( ) ……21
- 大和都市計画地区計画(菅原地区)の決定に係る案の縦覧……………( ) ……22
- 大和都市計画生産緑地地区の変更に係る案の縦覧……………( ) ……22
- 大和高田市立病院清掃業務委託に関する条件付き一般競争入札公告…(契約監理室) ……22

### 議会

- 大和高田市議会政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示…(議会) ……25

### 教育委員会

- 使用料徴収事務の委託……………(教育総務課) ……25
- 教育委員会4月定例委員会の招集……………( ) ……25
- 教育委員会5月定例委員会の招集……………( ) ……26

### 選挙管理委員会

- 選挙管理委員会の招集……………(選挙管理委員会) ……26
- 選挙人名簿の決定の基準日等……………( ) ……26
- 平成23年4月10日執行の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における各投票区の投票立会人の変更……………( ) ……27
- 選挙人名簿の登載した者の氏名等を記載した書面の縦覧場所……………( ) ……27
- 議会の議員及び長の選挙権を有する者の総数の3分の1の数等……………( ) ……27
- 平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙におけるポスター掲示場

の設置場所等	(選挙管理委員会)	27
○平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙におけるポスター 掲示場の設置場所等	( 〃 )	27
○平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員 選挙における各投票区の投票所	( 〃 )	28
○平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙に使用する投票用紙の色	( 〃 )	28
○平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙に使用する投票用 紙の色	( 〃 )	28
○平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員 選挙における各投票区の投票管理者等	( 〃 )	28
○平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員 選挙における投票及び開票の順序	( 〃 )	28
○平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員 選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任	( 〃 )	29
○平成23年4月24日執行の大和高田市長及び大和高田市議会議員選挙 における大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理 する不在者投票用の投票用紙及び同封筒の交付場所ならびに不在者投票の 記載場所	( 〃 )	29
○平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員 選挙における期日前投票所	( 〃 )	29
○大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙の執行	( 〃 )	29
○平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員 選挙における期日前投票所投票管理者等	( 〃 )	29
○平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員 選挙における開票の事務	( 〃 )	30
○平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員 選挙における候補者の氏名及び党派別を記載する順序を定めるくじを行う 日時及び場所	( 〃 )	30
○平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員 選挙における選挙公報の掲載文を掲載する順序を定めるくじを行う日時及 び場所	( 〃 )	30
○平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員 選挙における選挙会の日時及び場所	( 〃 )	30
○平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員 選挙における期日前投票立会人の選任	( 〃 )	30
○平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員 選挙における選挙運動費用の支出制限額	( 〃 )	31
○平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員 選挙における各投票区の投票立会人の選任	( 〃 )	31
○選挙管理委員会の招集	( 〃 )	31
○選挙管理委員会の招集	( 〃 )	31
○平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙における当選者	( 〃 )	32
○平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙における当選者	( 〃 )	32
○平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員 選挙における選挙長印	( 〃 )	32

○平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における選挙長印……………(選挙管理委員会) ……32
○平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙において選挙立会人として届出のあった者が10人を超えるとき等におけるくじを行う日時及び場所……………( 〃 ) ……32
<b>公平委員会</b>
○大和高田市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………(公平委員会) ……33
<b>公営企業</b>
○指定給水装置工事事業者の指定……………(水道工務課) ……33

**規 則**

**規則第7号**

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月17日

大和高田市長 吉 田 誠 克

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年規則第6号）の一部を次のように改正する。

別表第2第17号中「職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため」を「次のいずれかに該当する場合その他これらに準ずる場合で、職員が」に、「認められる場合」を「認められるとき。」に改め、同号に次のように加える。

イ 職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、当該職員がその復旧作業等を行い、又は一時的に避難しているとき。

ロ 職員及び当該職員と同一の世帯に属する者の生活に必要な水、食料等が著しく不足している場合で、当該職員以外にはそれらの確保を行うことができないとき。

別表第2第19号中「災害時において」を「災害又は交通機関の事故等に際して」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**規則第10号**

大和高田市会計規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市会計規則の一部を改正する規則

大和高田市会計規則（平成11年規則第59号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

財産管理課	課長及び参事	市有地等の貸付金の収納 庁舎等に係る使用料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
-------	--------	---	--

」を

「

財産管理課	課長	市有地等の貸付金の収納 庁舎等に係る使用料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
-------	----	---	--

」に、

「市民税グループ係長」を「市民税係長」に、「クリーンセンター企画総務課」を「クリーンセンター企画整備課」に、

「

下水道課	課長及び参事	公共下水道に係る使用料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
------	--------	--	--

」を

下水道課	課長	公共下水道に係る使用料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
------	----	--	--

」に、

クリーンセンター	課長	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
美化推進課			
クリーンセンター環境整備課	課長	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	

」を

クリーンセンター美化推進課	課長	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
---------------	----	-----------------------------	--

」に、

学校教育課	課長	幼稚園及び児童ホームに係る保育料の収納  小・中学校等に係る使用料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	所属職員（指導主事及び栄養士を除く。） 幼稚園長
-------	----	--	-----------------------------

」を

学校教育課	課長	幼稚園及び児童ホームに係る保育料の収納 小・中学校等に係る使用料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	学校教育係に所属する職員（指導主事を除く。） 幼稚園長
	参事	高校の授業料等使用料の収納 高校の入学考査及び入学金等に係る手数料の収納 他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	商業高校事務係長

」に、

「公民館係長」を「公民館配属の職員」に、

青少年課	課長	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
商業高校事務管理	課長	高校の授業料等使用料の収納 高校の入学考査及び入学金等に係る	管理係長

課		手数料の収納 その他所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
---	--	--	--

」を

「

青少年課	課長	所管に係る収入の収納 所管に係る物品の出納・保管	
------	----	-----------------------------	--

」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**訓 令**

**訓令第4号**

大和高田市住民情報システム等再構築推進委員会設置要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年4月11日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市住民情報システム等再構築推進委員会設置要綱の一部を改正する訓令  
大和高田市住民情報システム等再構築推進委員会設置要綱（平成22年訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「企画政策部長」を「改革推進局理事及び企画政策部長」に改める。

附 則

この訓令は、告示の日から施行し、平成22年5月17日から適用する。

**告 示**

**告示第41号**

大和高田市障害者職場実習実施要綱を次のように定める。

平成23年3月31日

大和高田市長 吉 田 誠 克

大和高田市障害者職場実習事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、障害者の就労能力を促進し、障害者就労に対する事業主の理解と関心を深めることにより、障害者の就職促進を図るため、就職を希望する障害者に対し、就業体験の機会を提供する職場実習事業（以下「実習」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

(実習対象者)

第2条 この実習を利用できる対象者（以下「実習生」という。）は、市内に居住し、実習を受けることが可能な状態にある障害者で、次の各号に掲げるいずれかの施設（以下「支援機関」という。）における利用者、在校生又は登録者とする。

- (1) 障害福祉サービス事業所
- (2) 特別支援学校
- (3) 障害者就業・生活支援センター

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認めるときは、中和地区3市1町障害者自立支援協議会を構成する市又は町（以下「協議会構成市町」という。）に居住する者を実習生とすることができる。

（実習場所）

第3条 実習を実施する場所は、市役所又は市の施設（以下「本市の施設」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、本市の施設において実習を受けることができない特別の事由がある実習生については、協議会構成市町に対して当該実習生の受入れを要請するものとする。

（受入先の決定）

第4条 実習生の受入先は、社会福祉課長及び人事課長において調整し、決定するものとする。ただし、前条第2項の規定により協議会構成市町が実習生を受け入れることとなった場合は、この限りでない。

（実習期間等）

第5条 実習生の1回当たりの実習期間は、原則として3日間とする。ただし、実習生の状態及び実習業務の内容等により、実習期間を5日間まで延長できるものとする。

2 実習時間は、原則として午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までは休憩時間）とする。

（実習内容）

第6条 実習内容は、実習生の障害の程度及び受入先における所管業務等を勘案し、受入先の所属長が、実習生の健康及び安全に配慮の上、決定するものとする。

（指導員の指名）

第7条 受入先の所属長は、実習を実施するに当たり、実習総括指導員（実習生への指導を総括する職員をいう。）及び実習指導員（実習生への指導を担当する職員をいう。）を指名するものとする。

（支援者の配置）

第8条 市長は、実習生の特性及び実習業務の内容等を考慮し、支援機関と協議の上、受入先に支援機関の職員（以下「支援者」という）を配置できるものとする。

（実習の申込等）

第9条 実習を希望する者は、特別支援学校又は障害者就業・生活支援センターを通して、職場実習申込書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

（実習確認書の締結）

第10条 市長は、前条の規定による申込みがあった場合は、内容を審査の上、実習受入れの適否を決定するものとする。

2 前項の規定により受入れを承認した場合は、市、実習生又は保護者、支援機関との間で職場実習確認書（様式第2号）を締結するものとする。

（実習生の身分等）

第11条 実習期間中において、実習生と市との間には、雇用関係その他の身分関係は一切生じないものとする。

（賃金等）

第12条 実習生に対しては、賃金及び諸手当等は一切支給しないものとする。

（実習中の事故等の対応）

第13条 実習生は、実習中の事故等に備え、あらかじめ傷害保険及び賠償責任保険（以下「保険」という。）に加入するものとする。

2 実習中の事故等については、実習生が加入する保険で対応するものとする。

3 実習生の通勤途上の事故等については、市は一切その責を負わないものとする。

（守秘義務）

第14条 実習生及び支援者は、実習中に知り得た情報及び秘密を他に漏らしてはならない。その実習を終了した後も、同様とする。

(関係機関との連携)

第15条 市は、実習の実施に際し、実習生や支援機関等と相互の情報交換及び連携を図り、実習の円滑かつ効果的な運営に努めるものとする。

(庶務)

第16条 実習において、実習生や支援機関との調整等の庶務は、社会福祉課において処理するものとする。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

#### 告示第47号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、平成23年3月31日付で専決処分した予算の要領は次のとおりです。

平成23年3月31日

大和高田市長 吉田誠克

- 1 平成22年度大和高田市一般会計補正予算(第7号)
- 2 平成22年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第2号)
- 3 平成22年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第5号)
- 4 平成22年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)

平成22年度大和高田市一般会計補正予算(第7号)専決処分

平成22年度大和高田市の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ272,013千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,449,751千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による

(地方債の補正)

第3条 地方債は、「第3表 地方債補正」による。



第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 地方交付税		6,743,483	210,000	6,953,483
	1 地方交付税	6,743,483	210,000	6,953,483
13 国庫支出金		4,702,204	30,591	4,732,795
	1 国庫負担金	3,754,660	△139,000	3,615,660
	2 国庫補助金	892,701	169,591	1,062,292
14 県支出金		1,533,521	△9,464	1,524,057
	1 県負担金	829,731	4,500	834,231
	2 県補助金	563,094	△13,964	549,130
15 財産収入		420,033	△38,000	382,033
	2 財産売払収入	411,073	△38,000	373,073
16 寄附金		3,724	1,000	4,724
	1 寄附金	3,724	1,000	4,724
18 諸収入		252,494	1,460	253,954
	4 雑入	235,972	1,460	237,432
19 市債		3,642,000	△467,600	3,174,400
	1 市債	3,642,000	△467,600	3,174,400
歳入合計		25,721,764	△272,013	25,449,751

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,898,323	0	2,898,323
	1 総務管理費	2,334,584	0	2,334,584
3 民生費		10,071,837	△124,913	9,946,924
	1 社会福祉費	3,756,286	△41,813	3,714,473
	2 児童福祉費	3,502,182	△3,100	3,499,082
	3 生活保護費	2,813,065	△80,000	2,733,065
4 衛生費		2,618,270	△7,900	2,610,370
	1 保健衛生費	981,635	1,100	982,735
	2 清掃費	1,636,635	△9,000	1,627,635
6 農林水産業費		168,144	0	168,144
	1 農業費	168,144	0	168,144
8 土木費		1,516,860	15,000	1,531,860
	3 都市計画費	1,106,061	27,000	1,133,061
	4 住宅費	176,752	△12,000	164,752
10 教育費		3,300,758	△154,200	3,146,558
	2 小学校費	1,231,041	△100,000	1,131,041
	3 中学校費	513,663	△45,000	468,663
	6 社会教育費	398,793	△9,200	389,593
歳出合計		25,721,764	△272,013	25,449,751

第2表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
土木費	道路橋りょう費	道路新設改良事業	4,598

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育所耐震補強事業	千円 7,900	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 2,100	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
仮称、土庫認定こども園新築事業	236,100	〃	〃	〃	233,000	〃	〃	〃
耕地事業	12,100	〃	〃	〃	5,100	〃	〃	〃
市営住宅整備事業	13,600	〃	〃	〃	5,700	〃	〃	〃
小学校耐震補強事業	464,700	〃	〃	〃	273,600	〃	〃	〃
中学校耐震補強事業	158,100	〃	〃	〃	107,900	〃	〃	〃
土地開発公社用地取得事業	202,500	〃	〃	〃	-			

平成22年度大和高田市国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第2号)専決処分  
平成22年度大和高田市の国民健康保険天満診療所特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,900千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ137,410千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 診療収入		124,156	1,900	126,056
	1 外来収入	121,230	1,900	123,130
歳入合計		135,510	1,900	137,410

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 医業費		74,112	1,900	76,012
	1 医業費	74,112	1,900	76,012
歳出合計		135,510	1,900	137,410

平成22年度大和高田市下水道事業特別会計補正予算(第5号)専決処分

平成22年度大和高田市の下水道事業特別会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,600千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,128,953千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債は、「第2表 地方債補正」による。



## 第1表 歳入歳出予算補正

## 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金		0	500	500
	1 負担金	0	500	500
2 使用料及び手数料		345,339	△23,900	321,439
	1 使用料	345,339	△23,900	321,439
5 繰入金		698,101	27,000	725,101
	1 一般会計繰入金	698,101	27,000	725,101
6 諸収入		3,212	△2,500	712
	2 雑入	3,202	△2,500	702
7 市債		800,900	△4,700	796,200
	1 市債	800,900	△4,700	796,200
歳入合計		2,132,553	△3,600	2,128,953

## 歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		926,782	△3,600	923,182
	1 下水道事業費	926,782	△3,600	923,182
歳出合計		2,132,553	△3,600	2,128,953

第2表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業	千円 381,700	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	千円 376,000	(借入方法) 普通貸借又は証券発行の方法による。	% 4.0 以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
資本費平準化債	419,200	〃	〃	〃	420,200	〃	〃	〃

平成22年度大和高田市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)専決処分

平成22年度大和高田市の介護保険事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ160,000千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,259,255千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		950,815	Δ52,547	898,268
	1 国庫負担金	728,092	Δ28,500	699,592
	2 国庫補助金	222,723	Δ24,047	198,676
4 支払基金交付金		1,237,566	Δ63,953	1,173,613
	1 支払基金交付金	1,237,566	Δ63,953	1,173,613
5 県支出金		619,398	Δ23,500	595,898
	1 県負担金	605,049	Δ23,500	581,549
7 繰入金		722,870	Δ20,000	702,870
	1 一般会計繰入金	677,066	Δ20,000	657,066
歳入合計		4,419,255	Δ160,000	4,259,255

歳出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 保険給付費		4,101,979	Δ160,000	3,941,979
	1 給付諸費	4,101,979	Δ160,000	3,941,979
歳出合計		4,419,255	Δ160,000	4,259,255

告示第51号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき、次の者を職権により消除したので、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令292号）第12条第4項の規定により告示する。

なお、この処分に不服のある者は、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、大和高田市長に対し異議申立てをすることができると共に、当該異議申立ての決定に不服があるときは、その決定のあったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、奈良県知事に対し審査請求をすることができる。

平成23年4月4日

大和高田市長 吉田誠克

記

- 1. 職権消除日 平成23年4月4日
- 2. 職権消除される者 市役所前の掲示場に掲示済み。

告示第52号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第62条第1項の規定による都市計画事業の事業計画の変更図書の写しの送付を受けたので、同法第63条第2項の規定において準用する同法第62条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成23年4月12日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 施行者の名称

大和高田市

2 都市計画事業の種類及び名称

大和都市計画下水道事業大和高田市流域関連公共下水道

3 事業施工期間

昭和54年3月23日から平成30年3月31日

4 事業地

(1) 収用の部分

なし

(2) 使用の部分

昭和54年3月奈良県告示796号、昭和59年3月奈良県告示第882号、昭和63年8月奈良県告示第288号、平成2年4月奈良県告示第22号、平成3年1月奈良県告示第500号、平成6年6月奈良県告示第157号、平成10年4月奈良県告示第37号、平成16年12月奈良県告示第451号及び平成19年6月奈良県告示121号のうち大字神楽、大字築山、大字野口、大字池田及び大字有井の各一部を変更し、栄町、西三倉堂二丁目、東中二丁目及び曾大根一丁目を事業地に加える。

5 都市計画事業認可図書の縦覧

縦覧場所 大和高田市上下水道部下水道課

縦覧期間 平成23年4月12日から平成30年3月31日まで

### 告示第53号

大和高田市自転車等の安全利用に関する条例(平成5年条例第19号)第10条第3項の規定により利用者又は所有者からの引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、大和高田市自転車等の安全利用に関する条例施行規則(平成5年規則第33号)第5条の規定により告示します。

平成23年4月18日

大和高田市長 吉田 誠 克

1. 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2. 処分対象自転車等の保管場所

大和高田市曾大根

大和高田市高架下自転車保管所

3. 処分年月日

平成23年4月30日

4. 処分対象自転車等の移動年月日

平成23年1月12日、同月13日、同月18日、同月20日、同月24日、同月26日、同月31日

### 告示第54号

大和高田市法令遵守推進条例(仮称)策定市民会議設置要綱を次のように定める。

平成23年4月21日



大和高田市長 吉田 誠 克

## 大和高田市法令遵守推進条例(仮称)策定市民会議設置要綱

## (設置)

第1条 大和高田市法令遵守推進条例(仮称)の策定に向けて必要な協議を行うため、大和高田市法令遵守推進条例(仮称)策定市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 市民会議の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 大和高田市の現状把握
- (2) 条例素案の検討及び条例案の策定

## (委員の定数及び選任)

第3条 市民会議の委員は10人以内とし、次に掲げるもののうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 公募による市民代表者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 市職員

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から第2条の所掌事務を終えるまでの間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 市民会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は会長が指名する。
- 3 会長は、会務を総括し、市民会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 市民会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 市民会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、市民会議に委員以外の者の出席を求め、意見を述べさせ、又は説明を聴くことができる。
- 4 市民会議の会議は、原則公開とする。ただし、会議を非公開とする必要がある場合には、委員の過半数の同意により、会長は会議を非公開とすることができる。

## (報償)

第7条 会議に出席した委員及び会長の求めに応じて会議に出席した者に対し、予算の範囲内において報償金を支払う。ただし、その者が市職員その他の公務員である場合は、この限りでない。

## (市職員の委員の役割)

第8条 市職員である委員は、市民会議が大和高田市の現状を把握し、条例案を策定するために必要な情報の提供を行うとともに、市民会議の円滑な運営に努めなければならない。

## (庶務)

第9条 市民会議の庶務は、企画政策部企画法制課において処理する。

## (委任)

第10条 この告示に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、会長が市民会議に諮って定める。

## 附 則

## (施行期日等)

- 1 この告示は、平成23年5月30日から施行する。

## (会議の招集の特例)

2 市民会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

## 公 告

### 公告第46号

大和高田市自動車臨時運行許可に関する取扱規則(昭和57年規則第21号)の規定により、次の自動車臨時運行許可番号標を無効としたので公告します。

平成23年4月4日

大和高田市長 吉 田 誠 克

○ 臨時運行許可番号標番号

33-75

### 公告第47号

下記の業務について、条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6及び大和高田市契約規則(平成11年規則第9号)第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成23年4月6日

大和高田市長 吉 田 誠 克

#### 1. 入札に付する事項

- (1) 業 務 名 称 平成23年度大和高田市立学校外国語教育推進事業業務委託
- (2) 業 務 内 容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業務発注部署 大和高田市教育委員会 学校教育課

#### 2. 参加資格要件

この競争入札に参加することができる者は、本件入札に係る仕様書の交付日、入札日において、次に掲げる要件をすべて満たしているものとします。

(1) 法人その他の団体であること。

ア 団体は、複数の団体により構成された組織・グループ(以下「グループ」という。)でも申請できる。

イ 単独で申請する団体は、他のグループの構成団体となって申請することはできない。

ウ グループで申請する団体の構成団体は、単独又は他のグループの構成団体となって申請することはできない。

エ グループで申請する団体は、代表団体を定めるものとし、代表団体及び構成団体を変更することは、原則として認めない。

(2) 申請団体(グループ申請の場合の代表団体及び構成団体を含む。以下同じ)が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する団体

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等の規定に基づき更正又は再生手続開始の申立がなされていない団体

ウ 法人税、消費税及び地方消費税等の税金を滞納している団体

(3) 申請団体の役員に次のいずれかに該当する者が含まれていないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

ウ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行ったことがある者

(4) 業務拠点に関する要件

- ア 奈良県内に営業拠点を有する者でなければならない。
- (5) 入札参加者の業務実績に関する要件
- ア 入札参加者は、本市同等規模(人口7万人)以上の地方公共団体で過去3年以上引き続き業務の実施経験があり、現在も受託していること。
- (6) 本市において「物品購入等競争入札参加資格(役務の提供業務代行)」登録業者であること。
- (7) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱(平成21年告示第80号)に基づく資格停止措置を受けている期間中の者でないこと。
3. 仕様書その他提出書類の取得
- 平成23年4月6日より市のホームページで取得可能です。また、大和高田市教育委員会学校教育課でもお渡しできます。(郵送不可)
4. 仕様書等に関する質問及び回答
- (1) 仕様書等に関する質問
- ①質問先 大和高田市 環境建設部 契約監理室
- ②質問期間 平成23年4月6日(水)～4月14日(木)の午前8時30分から午後5時00分までの受信分のみ。(土曜日及び日曜日を除く。)
- ③質問方法 FAXのみ (0745)49-0053
- (2) 質問に対する回答
- ①回答日 平成23年4月15日(金)
- ②回答方法 FAXにて質問者に回答します。
5. 入札参加資格確認申請書提出について
- (1) 受付方法 持参で行う。
- (2) 提出場所 奈良県大和高田市大字大中100番地の1  
大和高田市庁舎(別棟) 契約監理室
- (3) 提出期間 平成23年4月12日(火)の午後5時00分までとする。(土曜日及び日曜日を除く。)
- (4) 提出書類 入札参加資格確認申請書(市指定様式)に記入、押印のうえ、上記2(5)に記す3年以上の受託実績を提出してください。また受託実績を証する契約書の写し等書類(受託実績が複数ある場合は、直近のもの2件)を添付してください。
6. 入札参加資格確認結果通知日
- 申請書提出日から2日以内に郵送により通知します。(土曜日及び日曜日を除く。)
7. 入札を執行する場所及び日時等
- (1) 入札執行場所 奈良県大和高田市大字大中100番地の1  
大和高田市庁舎(別棟) 2階会議室
- (2) 入札日時 平成23年4月19日(火)午後1時30分
- (3) 必携書類 一般競争入札参加資格決定通知書  
代表者が入札の権限を委任する場合は委任状
8. 入札書の記載
- 入札金額は、消費税及び地方税を含む合計額を記載しなければならない。
9. 送付等による入札の可否
- 郵送、電信その他持参以外のものは認めない。
10. 入札保証金及び契約保証金に関する事項
- (1) 入札保証金 免除とする。
- (2) 契約保証金 免除とする。
11. 無効入札に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵送等による入札
- (3) 入札書に入札者の記名押印を欠く入札
- (4) 入札書記載の重要な文字及び数字の誤落等により必要な事項が確認できない入札
- (5) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札のすべて
- (6) 入札に関し談合等の不正行為をした入札
- (7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をなした者の入札
- (8) 入札書記載の金額を加除訂正した入札

#### 1 2. 落札者の決定

- (1) 落札者の決定は、本市の予定価格以内で最低の価格（入札書記載の金額）をもって入札した業者を落札者とします。
- (2) 落札者となるべき価格の入札者が2人以上ある場合は、くじにより決定します。
- (3) 全入札書の中で最低の価格が予定価格を超過した場合は、その場で直ちに1回に限り「再度入札」を行い、予定価格以内で最低の価格をもって入札した業者を落札者とします。

#### 1 3. 開札結果

落札者が決定後、大和高田市ホームページにて公表する。

#### 1 4. その他必要な事項

- (1) 詳細は、仕様書による。
- (2) 入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額(消費税等を含む額)の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。(1円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。)落札者決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額〔消費税等〕を加算した金額をもって落札価格とする。
- (3) この公告に定めるもののほか、入札及び契約に関し必要な事項については、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令及び大和高田市契約規則によるものとする。
- (4) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

#### 1 5. この入札公告に関する担当部署

大和高田市 環境建設部 契約監理室

住 所 奈良県大和高田市大字大中100番地の1

TEL 0745-22-1101 (内線670)

FAX 0745-49-0053

### 公告第48号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成23年4月6日

大和高田市長 吉田 誠 克

#### 1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画高度地区

#### 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

大和都市計画(大和高田市)市街化区域内

#### 3 都市計画の案の縦覧場所

## 大和高田市環境建設部都市計画課

## 4 縦覧期間

平成23年4月6日から平成23年4月20日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜・日曜日は除く。

## 5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び職業を併記した文書1通を市長宛とし、大和高田市環境建設部都市計画課に平成23年4月20日までに必着するよう提出すること。

**公告第49号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成23年4月6日

大和高田市長 吉田誠克

## 1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画準防火地域

## 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

大和都市計画(大和高田市)市街化区域内

## 3 都市計画の案の縦覧場所

大和高田市環境建設部都市計画課

## 4 縦覧期間

平成23年4月6日から平成23年4月20日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜・日曜日は除く。

## 5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び職業を併記した文書1通を市長宛とし、大和高田市環境建設部都市計画課に平成23年4月20日までに必着するよう提出すること。

**公告第50号**

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成23年4月6日

大和高田市長 吉田誠克

## 1 変更に係る都市計画の種類

大和都市計画地区計画(神楽・池尻地区)

## 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域

大和都市計画(大和高田市)市街化区域内

## 3 都市計画の案の縦覧場所

大和高田市環境建設部都市計画課

## 4 縦覧期間

平成23年4月6日から平成23年4月20日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜・日曜日は除く。

## 5 意見書の提出要領

この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び職業を併記した文書1通を市長宛とし、大和高田市環境建設部都市計画課に平成23年4月20日までに必着するよう提出すること。

### 公告第51号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を決定したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成23年4月6日

大和高田市長 吉田誠克

- 1 変更に係る都市計画の種類  
大和都市計画地区計画(菅原地区)
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域  
大和都市計画(大和高田市)市街化区域内
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
大和高田市環境建設部都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成23年4月6日から平成23年4月20日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜・日曜日は除く。
- 5 意見書の提出要領  
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び職業を併記した文書1通を市長宛とし、大和高田市環境建設部都市計画課に平成23年4月20日までに必着するよう提出すること。

### 公告第52号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を次のとおり縦覧に供します。

平成23年4月6日

大和高田市長 吉田誠克

- 1 変更に係る都市計画の種類  
大和都市計画生産緑地地区
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域  
大和都市計画(大和高田市)市街化区域内
- 3 都市計画の案の縦覧場所  
大和高田市環境建設部都市計画課
- 4 縦覧期間  
平成23年4月6日から平成23年4月20日までの午前8時30分から午後5時まで。ただし、土曜・日曜日は除く。
- 5 意見書の提出要領  
この都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、本案についての意見の要旨及びその理由を具体的に記載し、住所、氏名及び職業を併記した文書1通を市長宛とし、大和高田市環境建設部都市計画課に平成23年4月20日までに必着するよう提出すること。

### 公告第53号

次のとおり条件付き一般競争入札を行いますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び大和高田市契約規則（平成11年規則第9号）第7条の規定に基づき公告します。

平成23年4月22日

大和高田市長 吉田 誠 克

1 件 名	大和高田市立病院清掃業務委託
2 履行場所	大和高田市立病院
3 履行期間	平成23年6月1日から平成25年5月31日まで
4 履行内容	仕様書のとおり
5 入札参加資格要件	次に掲げるすべての要件を満たしていること。 (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 (2) 大和高田市入札参加資格停止措置要綱（平成21年告示第80号）に基づく資格停止措置を受けていない者であること。 (3) 大和高田市が締結する契約からの暴力団関係業者の排除措置要綱（平成15年告示第25号）第2条第4号又は第5号に該当する者でないこと。 (4) 平成23・24・25年度本市競争入札参加資格者名簿（清掃・警備・建物管理等業務）に種目「清掃」で登録していること。 (5) 大和高田市内に本店を有する者であること。 (6) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に定める基準に適合する者であること。 (7) 医療法施行規則第9条の15第1号の受託業務の責任者（以下「受託責任者」という。）を専任で配置できる者であること。ただし、受託責任者は、次の（ア）又は（イ）に該当する者でなければならない。 (ア) 病院清掃受託責任者 社団法人全国ビルメンテナンス協会の病院清掃受託責任者講習会を修了した者 (イ) 清掃作業監督者（ただし、次の経験を有するもの） 清掃作業監督者の国家資格を有し、医療法（昭和23年法律第5号）の規定に基づく病院での清掃業務を含む清掃業務に3年以上の経験を有する者
6 競争入札参加資格の申請	本件競争入札に参加しようとする者は、次に掲げるとおり条件付き一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び資料を提出し、競争入札参加資格についての確認を受けなければなりません。また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、競争入札に参加することができません。 (1) 申請書は本市指定様式によるものとし、様式については、大和高田市ホームページの「入札情報」欄に掲載（ダウンロード可能）しています。 (2) 上記「5 入札参加資格要件」の（7）については、受託責任者として配置予定の者の資格を有することを証する次の書類を提出してください。 (ア) 病院清掃受託責任者 病院清掃受託責任者講習修了証書の写し (イ) 清掃作業監督者 清掃作業監督者に係る講習の修了証書の写し及び医療法の規定に基づく病院での清掃業務を含む清掃業務に3年以上の経験を有する者であることを入札参加資格者が証する書面 (ウ) 病院清掃受託責任者又は清掃作業監督者が、常勤職員である証明書（雇用保険被保険者資格取得確認通知書又は社会保険加入証明書の写し） (3) 申請書等の提出は、持参に限るものとし、郵送又はFAXによるものは受け付けません。 (4) 受付期間      平成23年4月22日（金）から平成23年4月27日（水）まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。



	(5) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (6) 受付場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (本庁舎南隣)
7 競争入札参加資格の確認通知	競争入札参加資格の確認は、申請書等の提出期日をもって行うものとし、その結果は、郵送により通知します。 (1) 郵送日 平成23年4月28日(木)まで(随時) (2) 競争入札参加資格を認めた場合の通知 参加資格を認めた者に対しては、条件付き一般競争入札参加資格確認通知書及び入札通知書を送付する。 (3) 競争入札参加資格を認めなかった場合の通知 参加資格を認めなかった者に対しては、その理由を付した通知書を郵送する。
8 入札説明書(仕様書)等の配布	入札説明書(仕様書)等の配布は、次のとおり行います。 (1) 配布の期間 平成23年4月22日(金)から平成23年4月27日(水)まで。ただし、土曜日及び日曜日を除きます。 (2) 配布の時間 午前8時30分から午後5時15分まで (3) 配布の場所 大和高田市大中100番地の1 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 (本庁舎南隣) (4) 費用の負担 配布に係る費用は、頂きません。
9 入札説明書(仕様書)についての質疑応答	入札説明書(仕様書)についての質疑及び応答は、別紙の質疑応答票によりFAXで、次のとおり行います。 (1) 受付期間 平成23年4月22日(金)から平成23年5月2日(月)まで (2) 受付時間 午前8時30分から午後4時まで (3) 送信先 大和高田市役所 環境建設部 契約監理室 FAX 0745-49-0053 (4) 回答期日 平成23年5月6日(金)午後5時まで
10 入札執行の場所及び日時	入札書の開札は、次のとおり行います。 (1) 日時 平成23年5月10日(火)午後2時00分から (2) 場所 中和広域消防 高田消防署 2階会議室
11 入札書への記載	入札書へは、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の105分の100に相当する金額を記載してください。
12 入札保証金	免除します。
13 入札の無効	無効の入札については、次のとおりとします。 (1) 大和高田市契約規則第12条の規定に該当する入札 (2) 公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者の入札並びに入札に関する条件に違反した入札 (3) 競争入札の参加資格があることを確認された者であっても、入札時点において5に示した参加資格要件を満たさなくなったものとした入札
14 落札者の決定	落札者は、予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者となります。
15 契約保証金	免除します。
16 最低制限価格	設定しません。
17 開札結果等の公表	開札結果及び契約内容は、落札者が決定後、契約監理室において一般の閲覧に供するとともに、開札結果を大和高田市ホームページで公表します。
18 その他	(1) 大和高田市入札者心得に準拠する。 (2) 天災その他やむを得ない事由により開札を行うことができないときは、開札を中止します。 (3) 詳細は入札説明書(仕様書)によります。



**議 会****議会告示第1号**

大和高田市議会政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成23年 3月31日

大和高田市議会

議長 朝 井 啓 祐

大和高田市議会政務調査費の交付に関する規程の一部を改正する告示

大和高田市議会政務調査費の交付に関する規程（平成13年議会告示第1号）を次のように改正する。

様式第1号中

「会 派 名

代表者氏名」を

「氏名」に改める。

様式第2号中「文 書 番 号」を「第       号」に改め、「会派代表者」を削る。

様式第3号中

「会 派 名

代表者氏名」を

「氏名」に改める。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

**教育委員会****教育委員会告示第7号**

大和高田市文化会館施設使用料等の歳入の徴収を委託しましたので、大和高田市会計規則第17条の3第1項の規定により告示します。

平成23年4月1日

大和高田市教育委員会

委員長 村 井 善 治

- 1 受託者の住所及び氏名  
檀原市醍醐町296番地の1  
アスカ美装株式会社  
代表取締役 森脇信之
- 2 委託した事務の範囲  
大和高田市文化会館における以下の料金徴収事務
  - (1) 大和高田市文化会館施設使用料
  - (2) 大和高田市文化会館附属設備使用料
  - (3) 大和高田市文化会館入場料
  - (4) 複写機使用料
  - (5) 大和高田市文化会館友の会年会費
- 3 委託した期間  
平成23年4月1日から平成23年6月30日まで

**教育委員会告示第8号**

大和高田市教育委員会4月定例委員会を下記のとおり招集する。

平成23年4月7日

大和高田市教育委員会  
委員長 村井善治

記

日時 平成23年4月13日(水)午後2時00分～  
場所 さざんかホール 4階 会議室  
議案 第1号 後援願いについて  
第2号 その他

**教育委員会告示第9号**

大和高田市教育委員会5月定例委員会を下記のとおり招集する。  
平成23年4月26日

大和高田市教育委員会  
委員長 村井善治

記

日時 平成23年5月2日(月)午後2時00分～  
場所 中央公民館 2階 会議室  
議案 第1号 大和高田市文化財保護審議委員委嘱(案)について  
第2号 後援願いについて  
第3号 その他

**選挙管理委員会**

**選挙管理委員会告示第36号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。  
平成23年4月7日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西清一

1. 日時 平成23年4月16日(土)午前9時00分
2. 場所 大和高田市大字大中100番地の1  
大和高田市役所 4階 会議室
3. 議案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について  
第2号 選挙人名簿の選挙時登録について  
第3号 その他

**選挙管理委員会告示第37号**

公職選挙法(昭和25年法第100号)第23条第1項及び同法施行令第14条の規定により、大和高田市選挙人名簿の決定の基準日、登録日、縦覧日及び縦覧場所は次のとおり定めます。

平成23年4月10日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西清一

1. 基準日 平成23年4月16日
2. 登録日 平成23年4月16日
3. 縦覧日 平成23年4月17日
4. 縦覧場所 大和高田市大字大中100番地の1  
大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務室

**選挙管理委員会告示第38号**

平成23年4月10日執行の奈良県知事選挙及び奈良県議会議員選挙における各投票区の投票立会人を次のとおり変更した。

平成23年4月10日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

市役所前の掲示場に掲示済み。

**選挙管理委員会告示第39号**

平成23年4月16日に選挙人名簿に登録する者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を、平成23年4月17日に、次の場所で縦覧に供する。

平成23年4月14日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

縦覧場所 大和高田市大字大中100番地の1  
大和高田市役所 3階 選挙管理委員会事務室

**選挙管理委員会告示第40号**

平成23年4月16日現在の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙の選挙権を有する者の総数の3分の1、6分の1及び50分の1の数は、次のとおりである。

平成23年4月16日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

3分の1の数 19,202人  
6分の1の数 9,601人  
50分の1の数 1,153人

**選挙管理委員会告示第41号**

平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙における、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第4項、第5項、第8項および第10項の規定に基づき設置したポスター掲示場の設置場所は、別紙のとおりであり区画数は、6区画とする。設置完了日は、平成23年4月16日とし、掲示のできる日は次のとおりである。

平成23年4月16日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

掲示の日 平成23年4月17日  
設置場所 別紙のとおり

**選挙管理委員会告示第42号**

平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙における、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第144条の2第4項、第5項、第8項および第10項の規定に基づき設置したポスター掲示場の設置場所は、別紙のとおりであり区画数は、30区画とする。設置完了日は、平成23年4月16日とし、掲示のできる日は次のとおりである。

平成23年4月16日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

掲示の日 平成23年4月17日  
設置場所 別紙のとおり

**選挙管理委員会告示第43号**

平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における各投票区の投票所は別紙の場所に設ける。

平成23年4月17日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

市役所前の掲示場に掲示済み。

**選挙管理委員会告示第44号**

平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙に使用する投票用紙の色を次のとおり定める。

平成23年4月17日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

- 1. 大和高田市長選挙 白色の用紙に黒色の印刷
- 2. 選挙管理委員会の印 刷り込み

**選挙管理委員会告示第45号**

平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙に使用する投票用紙の色を次のとおり定める。

平成23年4月17日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

- 1. 大和高田市議会議員選挙 うぐいす色の用紙に黒色の印刷
- 2. 選挙管理委員会の印 刷り込み

**選挙管理委員会告示第46号**

平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成23年4月17日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

市役所前の掲示場に掲示済み。

**選挙管理委員会告示第47号**

平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における投票及び開票の順序を次のとおり定める。

平成23年4月17日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

- 1. 投票の順序 (1) 大和高田市長選挙 (2) 大和高田市議会議員選挙
- 2. 開票の順序 大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙を同時に行う。

**選挙管理委員会告示第48号**

平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

平成23年4月17日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

市役所前の掲示場に掲示済み。

**選挙管理委員会告示第49号**

平成23年4月24日執行の大和高田市長及び大和高田市議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第49条の規定による大和高田市選挙管理委員会委員長が不在者投票管理者として管理する不在者投票用の投票用紙及び同封筒の交付場所ならびに不在者投票の記載場所を次のとおり定める。

平成23年4月17日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

## 1. 不在者投票所

大和高田市大字大中100番地の1  
大和高田市役所 3階 東会議室

**選挙管理委員会告示第50号**

平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第48条の2の規定による大和高田市期日前投票所を次のとおり定める。

平成23年4月17日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

## 1. 期日前投票所

大和高田市大字大中100番地の1  
大和高田市役所 3階 東会議室

## 2. 期日前投票所を設ける期間

平成23年4月18日から平成23年4月23日まで

**選挙管理委員会告示第51号**

大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙を次のように執行する。

平成23年4月17日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

## 1. 選挙の日

平成23年4月24日

## 2. 選挙すべき議員数

18人

**選挙管理委員会告示第52号**

平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における期日前投票所投票管理者及びその職務を代理する者を次のとおり選任します。

平成23年4月17日

大和高田市選挙管理委員会

委員長 西 清 一

市役所前の掲示場に掲示済み。

**選挙管理委員会告示第53号**

平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第79条第1項の規定により、開票の事務は選挙会場において選挙会の事務とあわせて行います。

平成23年4月17日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一**選挙管理委員会告示第54号**

平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第175条の2の規定による候補者の氏名及び党派別を記載する順序を定めるくじは、次の日時及び場所において行う。

平成23年4月17日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

1. 日 時 平成23年4月17日 午後5時15分
2. 場 所 大和高田市大字大中100番地の1  
大和高田市役所 4階 合同委員会室

**選挙管理委員会告示第55号**

平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における選挙公報の発行に関する条例(昭和53年大和高田市条例第46号)第2号の規定による選挙公報の掲載文を掲載する順序を定めるくじを、次の日時及び場所において行います。

平成23年4月17日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

1. 日 時 平成23年4月17日 午後5時30分
2. 場 所 大和高田市大字大中100番地の1  
大和高田市役所 4階 合同委員会室

**選挙管理委員会告示第56号**

平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第77条第1項及び第78条の規定により、選挙会の日時及び場所を次のとおり定めます。

平成23年4月17日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

1. 日 時 平成23年4月24日 午後9時00分開始
2. 場 所 大和高田市幸町11番14号 大和高田市立総合体育館

**選挙管理委員会告示第57号**

平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における期日前投票立

会人を次のとおり選任した。

平成23年4月17日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

市役所前の掲示場に掲示済み。

**選挙管理委員会告示第58号**

平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における公職選挙法(昭和25年法律第100号)第194条の規定による選挙運動費用の支出制限額を次のとおり定めます。

平成23年4月17日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

- |                |          |            |
|----------------|----------|------------|
| 1. 大和高田市長選挙    | 候補者1名につき | 7,766,000円 |
| 2. 大和高田市議会議員選挙 | 候補者1名につき | 3,803,400円 |

**選挙管理委員会告示第59号**

平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における各投票区の投票立会人を次のとおり選任した。

平成23年4月17日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

市役所前の掲示場に掲示済み。

**選挙管理委員会告示第60号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成23年4月17日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

1. 日 時 平成23年4月24日(日)午前9時00分
2. 場 所 大和高田市大字大中100番地の1  
大和高田市役所 3階 東会議室
3. 議 案 第1号 公職選挙法第28条第1号、第2号及び第3号の規定による抹消について  
第2号 その他

**選挙管理委員会告示第61号**

大和高田市選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成23年4月18日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

1. 日 時 平成23年4月25日(日)午前9時00分
2. 場 所 大和高田市大字大中100番地の1  
大和高田市役所 3階 東会議室
3. 議 案 第1号 大和高田市長選挙の当選者について  
第2号 大和高田市議会議員選挙の当選者について



第3号 その他

**選挙管理委員会告示第62号**

平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙において、次の者が当選しました。

平成23年4月25日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

市役所前の掲示場に掲示済み。

**選挙管理委員会告示第63号**

平成23年4月24日執行の大和高田市議会議員選挙において、別紙の者が当選しました。

平成23年4月25日

大和高田市選挙管理委員会  
委員長 西 清 一

市役所前の掲示場に掲示済み。

**選挙長告示第1号**

平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における選挙長印を次のとおり定めます。

平成23年4月17日

大和高田市長選挙  
大和高田市議会議員選挙  
選挙長 西 清 一

大和高田市公職選挙事務執行規程第2条の5に定める印とする。

**選挙長告示第2号**

平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙における選挙長の事務取扱場所を次のとおり定めます。

平成23年4月17日

大和高田市長選挙  
大和高田市議会議員選挙  
選挙長 西 清 一

事務取扱場所 大和高田市大字大中100番地の1

- 1. 選挙期日の告示日 大和高田市役所 4階議場
- 2. 告示日の翌日以降 選挙管理委員会事務室

**選挙長告示第3号**

平成23年4月24日執行の大和高田市長選挙及び大和高田市議会議員選挙において、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第76条の規定により準用する同法第62条第2項及び第4項の規定により、選挙立会人として届出のあった者が10人を超えるとき及び同一政党に属する者が3人以上あるときにおけるくじを行う日時及び場所を次のとおり定めます。

平成23年4月17日

大和高田市長選挙  
大和高田市議会議員選挙  
選挙長 西 清 一



- 1. 日 時 平成23年4月21日 午後5時30分
- 2. 場 所 大和高田市大字大中100番地の1  
大和高田市役所 4階 合同委員会室

**公平委員会規則第1号**

大和高田市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月31日

大和高田市公平委員会  
委員長 阪口 治

大和高田市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則  
大和高田市管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年公平委員会規則第1号)の一部を次のよう  
に改正する。

別表中「の係長(保険給食係長を除く。)」を「学校教育係長」に改める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

**公営企業**

**水道事業告示第4号**

大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者規程(平成10年企業管理規程第2号)第5条の規定  
により、次の者を大和高田市水道事業指定給水装置工事事業者に指定したので、同規程第10条第1  
号の規定により告示する。

平成23年5月1日

大和高田市水道事業管理者  
大和高田市長 吉田 誠 克

業者名	代表者名	所在地
株式会社大角水道設備工業所	大角 豊彦	奈良県生駒郡三郷町城山台1丁目4番30号
大東建設株式会社	山下 善一	奈良県橿原市石原田町297番地の12
平城設備	岡西 浩希	奈良県奈良市西ノ京町1番37号